

# 鳥取県公報

平成 26 年 3 月 28 日 (金) 号外第43号

毎週火・金曜日発行

# 目 次 ◇ 教委規

則	平成 26 年 4 月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則
	(1) (教育総務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 (2) ( $"$ )・・・・・・・6
	鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則
	(3) (小中学校課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
	鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則(4)(高等学校課)・・・・・・・15
	鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則(5) ( $"$ )・・・・・・・・・・16
	鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立船上山少年自然の家の管
	理運営に関する規則の一部を改正する規則(6)(家庭・地域教育課)・・・・・・17
	鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則(7) (人権教育課)・・・・・22

# 教育委員会規則

平成26年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

# 鳥取県教育委員会規則第1号

平成26年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正す

改 正 後	改正前
(本庁及び本庁機関の分掌事務)	(本庁及び本庁機関の分掌事務)
第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。	第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。
教育総務課・教育環境課 略	教育総務課・教育環境課 略
小中学校課	小中学校課
(1)~(9) 略	(1)~(9) 略
(10) 学校に在籍する児童、生徒等の保護者及び	
当該学校の教職員で構成される団体の連合会に	
関すること。	
(11) 学校、家庭及び地域が連携して行う教育に	
関すること。	
特別支援教育課・高等学校課 略	特別支援教育課・高等学校課 略
社会教育課	家庭・地域教育課
(1)~(6) 略	(1)~(6) 略
(7) 社会教育関係団体に関すること (他課の所	(7) 社会教育関係団体に関すること。
管に属するものを除く。)_。	
人権教育課・文化財課 略	人権教育課・文化財課 略
体育保健課	スポーツ健康教育課
(1) 略	(1) 略
	(2) 生涯スポーツの振興に関すること。
	(3) 競技スポーツの向上に関すること。
	(4) 県営社会体育施設に関すること。
<u>(2)</u> 略	<u>(5)</u> 略
<u>(3)</u> 略	<u>(6)</u> 略
<u>(4)</u> 略	<u>(7)</u> 略
<u>(5)</u> 略	<u>(8)</u> 略
2 · 3 略	2 · 3 略

# (職制)

# 第7条 略

監、教育次長、次長又は参事監を、本庁の各課に 参事又は課長補佐を、小中学校課に義務教育主査参事又は課長補佐を、小中学校課に義務教育主査 を、高等学校課に高校教育主査を、<u>社会教育課</u>に を、高等学校課に高校教育主査を、<u>家庭・地域教</u> 社会教育主査を、人権教育課及び体育保健課に指 導主査を、文化財課に文化財主査を置くことがで 健康教育課に指導主査を、文化財課に文化財主査 きる。

# 別表第1 (第3条関係)

略	
8 社会教育課	
略	
13 体育保健課	

# 別表第2 (第18条関係)

附属機関	庶務担当機関
鳥取県教育審議会	教育総務課
略	
鳥取県教科用図書選定審議	小中学校課
会	
鳥取県エキスパート教員認	
定制度に係る選考委員会	
鳥取県特別免許状教育職員	
検定審査委員会	
略	
鳥取県教職員研修等実施協	教育センター
議会	
鳥取県ICT活用教育推進	
協議会	
略	高等学校課
鳥取県立境港総合技術高等	
学校地域の産業界と学校の	
ネットワーク会議	
鳥取県英語教育推進会議	
鳥取県グローバル・リーダ	
一育成事業運営指導委員会	
鳥取県社会教育委員	社会教育課
略	
鳥取県教育委員会指定管理	
候補者審査委員会	

# (職制)

# 第7条 略

2 特に必要があると認めるときは、事務局に理事 2 特に必要があると認めるときは、事務局に理事 監、教育次長、次長又は参事監を、本庁の各課に <u>育課</u>に社会教育主査を、人権教育課及びスポーツ を置くことができる。

# 別表第1(第3条関係)

B	各	
8	家庭・地域教育課	
H	各	
13	スポーツ健康教育課	健康教育室

別表第2(第18条関係)	
附属機関	庶務担当機関
鳥取県教育審議会	教育総務課
鳥取県学力向上戦略本部	
略	
鳥取県教科用図書選定審議	小中学校課
会	
略	
鳥取県教職員研修等実施協	教育センター
議会	
略	高等学校課
鳥取県立境港総合技術高等	
学校地域の産業界と学校の	
ネットワーク会議	
鳥取県社会教育委員	家庭・地域教育課
略	
鳥取県教育委員会指定管理	家庭・地域教育課
候補者審査委員会	(鳥取県立生涯学習
	センターに関するこ
	とに限る。)

<b> </b>	スポーツ健康教育課
	(家庭・地域教育課
	が担当する事務を除
	<.)
鳥取県教育委員会指定管理	鳥取県教育委員会指定管理家庭・地域教育課
施設運営評価委員会	施設運営評価委員会(鳥取県立生涯学習
	センターに関するこ
	とに限る。)
	スポーツ健康教育課
	(家庭・地域教育課
	が担当する事務を除
	⟨。)
略	略
鳥取県学校の防災教育推進 体育保健課	鳥取県スポーツ審議会 スポーツ健康教育課
委員会	
略	略
鳥取県子どもの体力向上支	鳥取県子どもの体力向上支
援委員会	援委員会
鳥取県武道指導推進委員会	

(鳥取県立図書館管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立図書館管理規則(平成2年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改 正 後	改正前	
別表	(第6条関係)	別表(第6条関係)	
1	略	1 略	
2	事務職員をもって充てる職	2 事務職員をもって充てる職	
	主事・司書 <u>・学校図書館支援員</u> ・資料相談員	主事・司書・資料相談員	
3	略	3 略	

(鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定め る規則の一部改正)

第3条 鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲 を定める規則(平成12年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市 町村が処理する事務の範囲を定める規則	鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の 特例に関する条例に基づき市町村が処理する事 務の範囲を定める規則
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、鳥取県教育委員会の権限及び事	第1条 この規則は、 <u>鳥取県教育委員会の権限に属す</u>
務処理の特例に関する条例 (平成11年鳥取県条例第	<u>る事務の処理の特例に関する条例</u> (平成11年鳥取県

取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が 処理する事務の範囲を定めるものとする。

第2条 条例第3条第1号に規定する教育委員会規則 第2条 条例第2条第1号に規定する教育委員会規則 で定める事務は、次に掲げるものとする。

 $(1)\sim(4)$  略

める事務は、教育職員の免許状に関する規則(昭和 43年鳥取県教育委員会規則第8号) に基づく事務の うち、市町村(市町村の組合を含む。) が設置する 学校に勤務する者に係る事務で次に掲げるものとす

 $(1)\sim(3)$  略

37号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥| 条例第37号。以下「条例」という。)の規定に基づ き、鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市 町村が処理する事務の範囲を定めるものとする。

で定める事務は、次に掲げるものとする。

 $(1)\sim(4)$  略

2 条例第3条第2号に規定する教育委員会規則で定 2 条例第2条第2号に規定する教育委員会規則で定 める事務は、教育職員の免許状に関する規則(昭和 43年鳥取県教育委員会規則第8号) に基づく事務の うち、市町村(市町村の組合を含む。)が設置する 学校に勤務する者に係る事務で次に掲げるものとす

 $(1)\sim(3)$  略

(鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則の廃止)

第4条 鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則(昭和57年鳥取県教育委員会規則第3号)は、廃止する。 附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

# 鳥取県教育委員会規則第2号

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	21—111 III. 1 1 7 2 7 2 7 2 7 2 7 2 7 2 7 2 7 2 7 2			,
	改 正 後			改正前
別表第2(	(第2条、第3条関係)	5	別表第2	(第2条、第3条関係)
	級別職務分類表			級別職務分類表
職務の級	職務		職務の級	職務
1級	自動車整備士又は学校技能主事の職務		1級	自動車整備士 <u>、運転士、現業主事</u> 又は学
				校技能主事の職務
2級	困難な業務を行う自動車整備士又は学校		2級	困難な業務を行う自動車整備士、運転
	技能主事の職務			<u>士、現業主事</u> 又は学校技能主事の職務
略			略	

第2条 現業職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円
以外の職員	1	135, 600	185, 800	222, 900
	2	136, 700	187, 600	224, 800
	3	137, 900	189, 400	226, 700
	4	139, 000	191, 200	228, 500
	5	140, 100	192, 800	230, 200
	6	141, 200	194, 600	232, 100
	7	142, 300	196, 400	234, 000
	8	143, 400	198, 200	235, 800
	9	144, 500	200, 000	237, 500
	10	145, 900	201, 800	239, 400
	11	147, 200	203, 600	241, 200
	12	148, 500	205, 400	243, 100
	13	149, 800	207, 000	244, 900
	14	151, 300	208, 900	246, 800
	15	152, 800	210, 800	248, 600
	16	154, 400	212, 700	250, 400
ı	17	155, 700	214, 600	252, 200

平成26年3月28日 金曜日	鳥取県公報	X	号外第43号
18	157, 200	216, 500	254, 200
19	158, 700	218, 400	256, 200
20	160, 200	220, 300	258, 200
21	161, 600	222, 000	260, 100
22	164, 300	223, 900	262, 000
23	166, 900	225, 800	263, 900
24	169, 500	227, 700	265, 700
25	172, 200	229, 300	267, 700
26	173, 900	231, 100	269, 600
27	175, 600	232, 800	271, 500
28	177, 300	234, 600	273, 400
29	178, 800	234, 000	
			275, 300
30	180, 600	237, 600	277, 200
31	182, 400	239, 100	279, 100
32	184, 200	240, 600	281, 000
33	185, 800	242, 100	282, 700
34	187, 300	243, 600	284, 600
35	188, 800	245, 100	286, 500
36	190, 300	246, 700	288, 400
37	191, 600	248, 000	290, 100
38	192, 900	249, 600	291, 900
39	194, 200	251, 200	293, 700
40	195, 500	252, 800	295, 500
41	196, 900	254, 200	297, 400
42	198, 200	255, 600	299, 100
43	199, 500	257, 000	300, 800
44	200, 800	258, 400	302, 500
45	202, 000	259, 700	304, 200
46	203, 300	261, 100	305, 900
47	204, 600	262, 500	307, 600
48	205, 900	263, 900	309, 300
49	207, 100	265, 200	310, 600
50	208, 200	266, 400	312, 200
51	209, 300	267, 700	313, 800
52	210, 400	269, 000	315, 400
53	211, 600	270, 100	317, 100
54	212, 600	271, 400	318, 700
55	213, 600	272, 700	320, 300
56	214, 600	274, 000	321, 900
57	215, 400	275, 200	323, 400
58	216, 400	276, 300	324, 600
59	217, 300	277, 400	325, 800
60	218, 300	278, 500	327, 000
61	219, 200	279, 700	327, 800
62	220, 200	280, 700	328, 700

平成26年3月28日 金曜日	鳥 取 県 公 報		号外第43号
63	221, 200	281, 700	329, 500
64	222, 200	282, 700	330, 300
65	223, 000	283, 500	331, 200
66	224, 000	284, 400	331, 700
67	225, 000	285, 300	332, 500
68	226, 100	286, 200	333, 300
69	226, 900	287, 200	334, 100
70	227, 700	288, 000	334, 800
71	228, 500	288, 800	335, 500
72	229, 300	289, 600	336, 200
73	230, 100	290, 400	336, 700
74	230, 800	290, 900	337, 300
75	231, 500	291, 400	337, 900
76	232, 200	291, 900	338, 500
77	233, 000	292, 000	338, 800
78	233, 800	292, 400	339, 300
79	234, 600	292, 600	339, 800
80	235, 400	293, 000	340, 300
81	236, 100	293, 200	340, 700
82	236, 800	293, 500	341, 200
83	237, 500	293, 900	341, 700
84	238, 200	294, 200	342, 200
85	239, 000	294, 500	342, 700
86	239, 700	294, 800	343, 200
87	240, 400	295, 100	343, 700
88	241, 100	295, 500	344, 200
89	241, 900	295, 800	344, 600
90	242, 400	296, 200	345, 100
91	242, 900	296, 600	345, 600
92	243, 400	297, 000	346, 100
93	243, 700	297, 100	346, 300
94		297, 500	346, 800
95		297, 900	347, 300
96		298, 300	347, 800
97		298, 500	347, 900
98		298, 900	348, 400
99		299, 300	348, 900
100		299, 700	349, 400
101		299, 900	349, 700
102		300, 300	350, 100
103		300, 700	350, 500
104		301, 100	350, 900
105		301, 300	351, 400
106		301,600	351, 800
107		302, 000	352, 200

再任用職員		185, 800	213, 400	
	125		307, 800	
	124		307, 400	
	123		307, 100	
	122		306, 800	
	121		306, 500	
	120		306, 100	
	119		305, 800	
	118		305, 500	
	117		305, 200	356, 300
	116		305, 000	355, 800
	115		304, 600	355, 500
	114		304, 200	355, 100
	113		303, 800	354, 700
	112		303, 700	354, 200
	111		303, 400	353, 900
	110		303, 000	353, 500
	109		302, 600	353, 100
	108		302, 400	352, 600

備考 この表に定める給料月額に1,000分の964を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこ れを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)を給料 月額とする。

(現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成24年鳥取県教育委員会規則第3号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前
附則
(施行期日)
1 略
(経過措置)
2 職務の級及び号給が2級74号給から125号給まで
である職員(以下「特定職員」という。)に対する
第1条の規定による改正後の現業職員の給与に関す
る規則別表第1の規定の適用については、平成27年
3月31日までの間、同表の備考の規定中「 <u>1,000分</u>
<u>の960</u> 」とあるのは、「 <u>1,000分の968</u> 」とする。
3~5 略
(雑則)
6 略
, S

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

### 鳥取県教育委員会規則第3号

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則(昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後 改正前 (普通免許状に係る教育職員検定の出願) (普通免許状に係る教育職員検定の出願) 第7条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようと 第7条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようと する者は、教育職員検定願(様式第3号)に、次の する者は、教育職員検定願(様式第3号)に、次の 表の左欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それ 表の左欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それ ぞれ同表の右欄に掲げる書類及び当該普通免許状に 係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経 過する日の属する年度の末日を経過した者(旧免許

(修了) (履修) 証明書を添えて授与権者に提出し

状所持者を除く。) にあっては、免許状更新講習

なければならない。 1 次の項から5の 項までに掲げる教 育職員検定以外の 教育職員検定 2 免許法第6条第 3項に定めるとこ ろにより学力の検 定を行う教育職員 検定 3 免許法附則第9 項に定めるところ により学力及び実

務の検定を行う教

育職員検定

4 免許法附則第18 ア 免許法附則第18項の 項に定めるところ 表第2欄に規定する基 礎資格を有することを により学力及び実 務の検定を行う教 証明する書類 イ 学力に関する証明書 育職員検定

ぞれ同表の右欄に掲げる書類及び当該普通免許状に 係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経 過する日の属する年度の末日を経過した者(旧免許 状所持者を除く。) にあっては、免許状更新講習 (修了) (履修) 証明書を添えて授与権者に提出し なければならない。 1 免許法第6条第

1項の規定による 教育職員検定 2 免許法第6条第 3項の規定による 教育職員検定 3 免許法附則第9 項の表第2欄に掲 げる基礎資格を有 する者の同表第1 欄に掲げる高等学 校教諭の1種免許 状に係る教育職員 検定 4 免許法附則第18 ア 免許法附則第18項の 項の表第2欄に掲 表第2欄に規定する基 する者の同表第1 証明する書類

欄に掲げる栄養教 イ 学力に関する証明書

# ウ 実務に関する証明書 エ 履歴書 オ 人物に関する証明書 カ 身体に関する証明書 5 免許法附則第19 ア 免許法施行規則附則 項に定めるところ 第7項に規定する基礎 により学力及び実 資格を有することを証 務の検定を行う教 明する書類 育職員検定 イ 免許法施行規則附則 第10項の表第2欄に該 当することを証明する 書類 (様式第7号の ウ 学力に関する証明書 工 履歴書 オ 人物に関する証明書 カ 身体に関する証明書

(書類の提出方法)

第28条 免許法、免許法施行規則、施行法及びこの規 第28条 免許法、免許法施行規則、施行法及びこの規 則の規定による書類を授与権者に提出しようとする 者は、第4条第1項、第10条第1項及び第11条第1 項に定める場合を除くほか、学校に勤務する職員に あっては当該学校の長を、免許法施行規則附則第8 項第2号に掲げる施設に勤務する職員にあっては当 該施設の長を経由して提出するものとし、その他の 者にあっては授与権者に直接提出するものとする。

様式第7号(第7条、第9条-第11条関係)

# 備考1・2 略

3 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校 に勤務する者にあっては当該市町村教育委員 会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2 項に規定する国立学校又は公立学校に勤務す る者にあっては当該大学の学長、同項に規定 する私立学校に勤務する者にあっては当該私 立学校を設置する学校法人の理事長、免許法 施行規則附則第8項第2号に掲げる施設に勤 務する者にあっては当該施設の設置者が行 い、鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤 務していない者にあっては必要としない。

様式第7号の2 (第7条、第9条-第11条関係)

備考1 略

は2種免許状に係 エ 履歴書

る教育職員検定

- 諭の1種免許状又 ウ 実務に関する証明書

  - オ 人物に関する証明書
  - カ 身体に関する証明書

(書類の提出方法)

則の規定による書類を授与権者に提出しようとする 者は、第4条第1項、第10条第1項及び第11条第1 項に定める場合を除くほか、学校に勤務する教育職 員にあっては当該学校の長を経由して提出するもの とし、その他の者にあっては授与権者に直接提出す るものとする。

様式第7号(第7条、第9条-第11条関係)

# 備考1・2 略

3 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校 に勤務する者にあっては当該市町村教育委員 会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2 項に規定する国立学校又は公立学校に勤務す る者にあっては当該大学の学長、同項に規定 する私立学校に勤務する者にあっては当該私 立学校を設置する学校法人の理事長が行い、 鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤務し ていない者にあっては必要としない。

様式第7号の2 (第7条、第9条-第11条関係)

略

備考1 略

2 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校 に勤務する者にあっては当該市町村教育委員 会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2 項に規定する国立学校又は公立学校に勤務す る者にあっては当該大学の学長、同項に規定 する私立学校に勤務する者にあっては当該私 立学校を設置する学校法人の理事長、免許法 施行規則附則第8項第2号に掲げる施設に勤 務する者にあっては当該施設の設置者が行 い、鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤 務していない者にあっては必要としない。

3 • 4 略

様式第7号の3 (第7条関係)

<本人記載不可>

幼稚園教諭免許状の授与の特例に係る 実務に関する証明書

1 勤務者氏名及び生年月日 氏名

昭•平 年月日生

2 勤務した期間等

勤務期間:昭・平 年 月から昭・平 年

勤務しな:昭・平年月から昭・平年

かった期間 月

実労働時間:\_\_\_\_ 時間

3 勤務成績(該当するものにチェックをするこ と)

□良好□不良

4 施設の概要

施設名:

※認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、全て記入すること。 認可等年月日: 昭・平 年 月 日 ※認定外保育施設の場合は、設立年月日を記入すること。

所在地:

電話番号:

上記の者は、本施設において、上記のとおり実 務経験を有する者であることを証明します。

年 月 日

2 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校 に勤務する者にあっては当該市町村教育委員 会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2 項に規定する国立学校又は公立学校に勤務す る者にあっては当該大学の学長、同項に規定 する私立学校に勤務する者にあっては当該私 立学校を設置する学校法人の理事長が行い、 鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤務し ていない者にあっては必要としない。

3 • 4 略

施 設 長 印

実務証明責任者

印

- 備考1 特例の対象として認められる勤務期間等 (3年かつ4,320時間以上)について、複数 の施設における勤務期間等を合算する場合 は、それぞれの施設ごとに実務に関する証明 書を作成すること。
  - 2 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校 に勤務した者にあっては当該市町村教育委員 会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2 項に規定する国立学校又は公立学校に勤務し た者にあっては当該大学の学長、同項に規定 する私立学校に勤務した者にあっては当該私 立学校を設置する学校法人の理事長、免許法 施行規則附則第8項第2号に掲げる施設に勤 務した者にあっては当該施設の設置者が行う ものとする。

第11号様式(第14条関係)

(表面)

無免許教科担任許可申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

学校名

校 長 氏

担任主幹

教諭等 氏 名 印

教育職員免許法附則第2項の規定により、下記 のとおり免許教科以外の教科の教授の担任を許可 していただきたいので、担任しようとする主幹教 諭等と連署のうえ申請します。

記

- 1 担任しようとする主幹教諭等の氏名
- 2 担任しようとする主幹教諭等の所有する免許 状の種類
- 3 担任しようとする主幹教諭等の申請する教科 についての実務経験及びその実績等
- 4 担任しようとする教科名

 $5 \sim 7$  略

(裏面)

第11号様式(第14条関係)

(表面)

無免許教科担任許可申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

学 校 名

校 長氏 名 @

担任教諭 氏

教育職員免許法附則第2項の規定により、下記 のとおり免許教科以外の教科の教授の担任を許可 していただきたいので、担任教諭と連署のうえ申 請します。

- 1 担任する教諭の氏名
- 2 担任する教諭の所有する免許状の種類
- 3 担任する教諭の申請する教科についての実務 経験及びその実績等
- 4 担任する教科名
- 5~7 略

(裏面)

平成26年3月28日	金曜日	鳥	取	県	公	報	号外第43号
略					略		

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

# 鳥取県教育委員会規則第4号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(司書主任等)	(司書)
第32条の2 学校に、 <u>司書主任及び</u> 司書を置くことが	第32条の2 学校に、司書を置くことができる。
できる。	
2 司書主任は、上司の命を受け、学校図書館の専門	
的事務に従事するとともに、学校図書館の運営に関	
する事項について連絡調整及び指導、助言に当た	
<u> 3.</u>	
<u>3</u> 略	<u>2</u> 略
4 司書主任及び司書は、事務職員のうち図書館法	3 司書は、事務職員のうち図書館法(昭和25年法律
(昭和25年法律第118号)第5条第1項の資格を有す	第118号)第5条第1項の資格を有するものの中か
るものの中から、教育委員会がこれを命ずる。	ら、教育委員会がこれを命ずる。

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

# 鳥取県教育委員会規則第5号

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
(休業日)	(休業日)
第5条 略	第5条 略
2 略	2 略
3 校長は、第1項の規定にかかわらず、同項第1号	
又は第2号に掲げる日を休業日としないことができ	
<u>5.</u>	
<u>4</u> 略	<u>3</u> 略
5 校長は、教育上必要があると認めたときは、第1	4 校長は、教育上必要があると認めたときは、第1
項第1号から第5号までに掲げる休業日又は第2項	項第1号から第5号までに掲げる休業日又は第2項
若しくは前項の規定による休業日を <u>臨時に</u> 変更する	若しくは前項の規定による休業日を変更することが
ことができる。	できる。

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一 部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

# 鳥取県教育委員会規則第6号

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則 の一部を改正する規則

(鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第3号)の一部を次の ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正す

<u>る。</u>				
改 正 後	改正前			
様式第1号(第7条関係)	様式第1号(第7条関係)			
(表面)	(表面)			
鳥取県立大山青年の家利用申込書	鳥取県立大山青年の家利用申込書			
職氏名様	職氏名様			
年 月 日	年 月 日			
申込者 郵 便 番 号	申込者 郵 便 番 号			
住所	住所			
団 体 名	団 体 名			
代表者氏名	代表者氏名			
担当者氏名				
電話	電話			
次のとおり鳥取県立大山青年の家を利用したいの	次のとおり鳥取県立大山青年の家を利用したいの			
で、申し込みます	で、申し込み主す			

で、申し込みます。

H	各		
利	J用期間	年 月 日 時 <u>分</u> から	年 月
		日 時 分まで	
利	区分	乳幼児・児童・ 一般人	計
用	$  \cdot  $	生徒・学生 引率者 そ	の他
者		<ul><li>講師の</li></ul>	<b></b>
		等	
	性別		
	男	人人	人人
	女	人人	人人

昭	ì								
利	用期間	年	月	日日	時から	) 年	F.	月	Ħ
		時ま	で		_				
利	区分	乳幼	高等	学生		一般	人		計
用		児・	学校		青年	引	率	その	
者		小学	の生			者	•	他の	
		校の	徒			講	師	者	
		児童				等			
		・中							
	\	学校							
		の生							
	性別	徒							
	男	人	人	人	人		人	人	人
	女	人	人	人	人		人	人	人

平成20年3	5月28日 金唯日 烏 収	<u> </u>			カット	弗 437	フ
計		計	人	人	八 人	人	人
		利用責任者	<u> </u>	-			
備考		備考					
	(裏面)	<b>'</b>   <b>'</b>	(事	夏面)			
略		略					
様式第2号(2)	第7条関係)	様式第2号(	第7条関係)				
144. 1514 = 0 (5	第		14 - 21404419		1	第	号
	年月月					年 月	-
住所	1 23 1	住所				1 /4	
団体名		団体名					
代表者氏名	様	代表者氏名		様			
1/32/11/20/11	職氏名印	1/32/6 2//0		TAK	職氏	夂	印
自而甩力士	は、 名 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	自動用力士	は青年の家	の利田に			
局以州五八	四月中の家の利用に フィ・( ( ) ( )	局以州立八	、田月午の家	♥ンかり/17 (⊂	JV · C	(地州)	,
年 月 日1	付けで申込みのあったこのことについて	年 月 日1	付けで申し込	17,のちょ	たとの	ァ し <i>1ァ</i>	· ^1.\
	Nので <u>甲込み</u> のあったこのことについり りとしたので通知します。	ては、次のと				_	_ · J ( ·
略	りとしたり(通知しまり。	Ka、 MO	ny Z U Z V	ノで囲和し	ンエリ。		
利用期間	年月日時分から年月	利用期間	年 月	日時か	ら 年	н	—— 目
利用規則	<u>——</u>	小力規則	サーカ 時まで	口 441/1	り 十	Л	Н
	日 時 <u>分</u> まで		付まり				
11 区八	乳幼児・児童・ 一般人 計	利 区分	乳幼 高等	兴止	. ή/L I		計
					一般人		ĒΤ
用   \	生徒・学生引率者その他・講師の者	用   \	児・学校	育年	手引率		
自 \			小学の生			他の	
	等		校の徒		講師等	白	
			児童		寺		
			・中				
			学校				
			の生				
性別		性別	徒				
男	<u> </u>	男	人人	人		人	人
女	<u> </u>	女	人人	人力		人	人
計	시 시 시 시	計	人人	人	人	人	人
		利用責任者					
備考		備考					
様式第3号(		様式第3号					
	立大山青年の家使用料減免申請書		立大山青年の	)家使用#	斗減免申	請書	
職氏	名 様	職氏	名 様				
年 /	月  日	年	月 日				
	申請者 郵便番号		申請者	郵便番号	<del>-</del>		
	住所			住所			
	団体名			団体名			
	代表者氏名			代表者日	<b></b> E名		
鳥取県立大口	山青年の家の使用料を減免していただき	鳥取県立大口	山青年の家の	の使用料を	と減免し`	ていた	だき

たいので、次のとおり申請します。

略				
禾	川用期間	年 月 日	時 <u>分</u> から	年
		月 日 時	<u>分</u> まで	
利用	区分	引率者・講師	その他の者	計
者		等		
	<u>障がい者</u> 及	人	人	人
	び要介護者			
	並びにこれ			
	らの者の介			
	護者			
	その他の者	人	人	人
	計	人	人	人
略				

たいので、次のとおり申請します。

略								
禾	刊用期間	年 月	日時か	ら年	月			
	日 時まで							
利用	区分	青年	引率者・	その他	計			
者			講師等	の者				
	<u>障害者</u> 及び	人		人	人			
	要介護者並							
	びにこれら							
	の者の介護							
	者							
	その他の者	人	人	人	人			
	計	人	人	人	人			
略								

(鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正す る。

్ ం	
改正後	改正前
様式第1号(第7条関係)	様式第1号(第7条関係)
(表面)	(表面)
鳥取県立船上山少年自然の家利用申込書	鳥取県立船上山少年自然の家利用申込書
職氏名様	職氏名様
年月日	年月日
申込者 郵 便 番 号	申込者 郵 便 番 号
住所	住所
団 体 名	団 体 名
代表者氏名	代表者氏名
担当者氏名	
電話	電話
次のとおり鳥取県立船上山少年自然の家を利用した	ンのとおり鳥取県立船上山少年自然の家を利用した
いので、申し込みます。	いので、申し込みます。
略	略
利用期間 年月日時分から年月	利用期間 年月日時から年月日
日時分まで	時まで
利 区分 乳幼児・児童・ 一般人 計	利 区分 乳幼 高等 学生 一般人 計
用と生徒・学生引率者その他	用 児・学校 青年 引率 その
者	
等	校の後は講師者
	児童

平成26年3	3月28日 金曜日	1	鳥耳	ウ リ	具 公	報					号外	第43号	랑
性別男女計備考	人 人 人 (裏面)	人 人 人	人 人 人	人 人 人		性別 男 女計 計價任者	学校 の生 徒 人 人	人人人	人 人 人	人 人 人	人 人 人	人 人 人	人 人 人
略 様式第2号( 住所 団体名	第7条関係)		第 年 月	号日	住所	第 2 号( 体名	第7条	関係)				第 年 月	<del>号</del>   日
年月日	様山少年自然の家の付けで申込みのありとしたので通知	列用につい っったこのこ 1します。	て(通ことにつ	かいて	鳥取年は、	表者氏名 県立船上 月のとお 月期間	山少年 付けで りとし	・申込る	みのあ で通知	)利用! )った! ]しま	このこ	て(通	
	日 時 <u>分</u> まで 乳幼児・児童・ 生徒・学生	一般 引率者 ・講師 等	人との他	計	利用者		時乳児小校児	で 高等 学校 の生			一般人 引 者 講 等	その他の	計
性別 男 女 計	人 人 人	人 人 人	人 人 人	人 人 人		性別男女計	<ul><li>・中校の集人人人</li></ul>	人 人 人	人 人 人	<u>人</u> 人	人 人 人	<u>人</u> 人	
備考					-	用責任者 備考							

様式第3号(第12条関係)

鳥取県立船上山少年自然の家使用料減免申請書

職 氏 名 様

年 月 日

様式第3号(第12条関係)

鳥取県立船上山少年自然の家使用料減免申請書

職 氏 名 様

年 月 日

申請者 郵便番号

住所

団体名

代表者氏名

ただきたいので、次のとおり申請します。

略				
禾	刊用期間	年 月 日	時 <u>分</u> から	年
		月 日 時 <u>分</u> まで		
利用	区分	引率者・講師	その他の者	計
者		等		
	<u>障がい者</u> 及	人	人	人
	び要介護者			
	並びにこれ			
	らの者の介			
	護者			
	その他の者	人	人	人
	計	人	人	人
略				

申請者 郵便番号 住所 団体名 代表者氏名

鳥取県立船上山少年自然の家の使用料を減免してい 鳥取県立船上山少年自然の家の使用料を減免してい ただきたいので、次のとおり申請します。

70700						
略						
禾	利用期間	年	月	日時か	ら 年	月
	日 時まで					
利用	区分	青年		引率者・	その他	計
者				講師等	の者	
	<u>障害者</u> 及び		人		人	人
	要介護者並					
	びにこれら					
	の者の介護					
	者					
	その他の者		人	人	人	人
	計		人	人	人	人
略						

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

# 鳥取県教育委員会規則第7号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

> 改正後 改正前

(奨学資金の貸与)

- 当該各号に定める要件を備えている者に対して貸与 するものとする。
  - (1) 高等学校等奨学資金 次に掲げる要件
    - カ 県内に住所を有する者と生計を同じくしてい ること。
  - (2) 大学等奨学資金 次に掲げる要件 ア~オ 略
    - カ 県内に住所を有する者と生計を同じくしてい ること。
- する者のうち前条第1号の規定に該当する者は、鳥 取県高等学校等奨学資金貸与申請書(中学校在学時 申請用) (別記様式第1号) に、次に掲げる書類を 添付して、教育委員会に提出しなければならない。
  - (1) (2) 略
  - (3) 誓約書(別記様式第1号の3)
  - (4) 略

## $2\sim4$ 略

5 高等学校等奨学資金貸与予定者は、高等学校等に 5 高等学校等奨学資金貸与予定者は、高等学校等に 入学したときは、直ちに鳥取県高等学校等奨学資金 貸与予定者進学届出書(別記様式第1号の4)に在 学証明書その他教育委員会が必要と認める書類を添 付して教育委員会に提出しなければならない。ただ し、高等学校等からの高等学校等奨学資金貸与予定 者の入学状況等を証する書類の提出をもってこれに 代えることができる。

(奨学資金の貸与)

- 第2条 奨学資金は、次の各号に掲げる区分に応じ、|第2条 奨学資金は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める要件を備えている者に対して貸与 するものとする。
  - (1) 高等学校等奨学資金 次に掲げる要件 ア~オ 略
    - カ 奨学資金の貸与を受けることとなる日の1年 前から、引き続き県内に住所を有する者と生計 を同じくしていること。
  - (2) 大学等奨学資金 次に掲げる要件 ア~オ 略
    - カ 奨学資金の貸与を受けることとなる日の1年 前から、引き続き県内に住所を有する者と生計 を同じくしていること。
- 第4条の3 高等学校等奨学資金の貸与を受けようと 第4条の3 高等学校等奨学資金の貸与を受けようと する者のうち前条第1号の規定に該当する者は、鳥 取県高等学校等奨学資金貸与申請書(中学校在学時 申請用) (別記様式第1号) に、次に掲げる書類を 添付して、教育委員会に提出しなければならない。
  - (1) (2) 略

(3) 略

 $2\sim4$  略

入学したときは、直ちに鳥取県高等学校等奨学資金 貸与予定者進学届出書(別記様式第1号の3)に在 学証明書その他教育委員会が必要と認める書類を添 付して教育委員会に提出しなければならない。ただ し、高等学校等からの高等学校等奨学資金貸与予定 者の入学状況等を証する書類の提出をもってこれに 代えることができる。

- |第4条の4 高等学校等奨学資金の貸与を受けようと|第4条の4 高等学校等奨学資金の貸与を受けようと する者のうち第4条の2第2号の規定に該当する者 は、鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書(高等学 校等在学時申請用) (別記様式第2号) に、次に掲 げる書類を添付して、現に在学する高等学校等(以 下「在学高等学校等」という。) の長を経由して、 教育委員会に提出しなければならない。
  - (1) (2) 略
  - (3) 誓約書(別記様式第1号の3)
  - (4) 略
- 者は、鳥取県大学等奨学資金貸与申請書(別記様式 第3号)に、次に掲げる書類を添付して、教育委員 会に提出しなければならない。ただし、高等学校等 を卒業しないで大学等に入学しようとする者(高等 学校等に在学する者を除く。) については、当該申 請書に第2号から第4号までに掲げる書類を添付し て教育委員会に提出するものとする。
  - (1) 鳥取県大学等奨学資金貸与推薦書(別記様式 第4号)
  - (2) 略
- (3) 誓約書 (別記様式第1号の3)
- (4) 略

# $2 \sim 4$ 略

5 貸与予定者は、大学等に入学したときは、直ちに 5 貸与予定者は、大学等に入学したときは、直ちに 鳥取県大学等奨学資金貸与予定者進学届出書(別記 様式第5号)に在学証明書その他教育委員会が必要 と認める書類を添付して教育委員会に提出しなけれ ばならない。

(奨学資金の貸与の決定及び通知)

第6条 略

する者のうち第4条の2第2号の規定に該当する者 は、鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書(高等学 校等在学時申請用) (別記様式第1号の4) に、次 に掲げる書類を添付して、現に在学する高等学校等 (以下「在学高等学校等」という。) の長を経由し て、教育委員会に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 略

- 第5条の2 大学等奨学資金の貸与を受けようとする 第5条の2 大学等奨学資金の貸与を受けようとする 者は、鳥取県大学等奨学資金貸与申請書(別記様式 第1号の5)に、次に掲げる書類を添付して、教育 委員会に提出しなければならない。ただし、高等学 校等を卒業しないで大学等に入学しようとする者 (高等学校等に在学する者を除く。) については、 当該申請書に第2号及び第3号に掲げる書類を添付 して教育委員会に提出するものとする。
  - (1) 鳥取県大学等奨学資金貸与推薦書(別記様式 第2号)
  - (2) 略

(3) 略

 $2\sim4$  略

鳥取県大学等奨学資金貸与予定者進学届出書(別記 様式第3号)に在学証明書その他教育委員会が必要 と認める書類を添付して教育委員会に提出しなけれ ばならない。

(奨学資金の貸与の決定及び通知)

第5条の4 略

(誓約書)

- 第6条 前条の規定により奨学資金の貸与の決定を受 けた者(以下「奨学生」という。)は、教育委員会 が指定する日までに連帯保証人及び保証人と連署し た誓約書(別記様式第5号)を教育委員会に提出し なければならない。
- 2 前項の期限までに誓約書の提出がないときは、奨 学生の決定を取消すことができる。

(奨学資金の休止)

(奨学資金の休止)

第8条 第6条の規定により奨学資金の貸与の決定を 第8条 奨学生が休学したときは、当該休学した日の

きは、当該休学した日の属する月の翌月分(その日 が月の初日であるときは、その月分) から復学した 日の属する月の前月分までの奨学資金の貸与を休止 する。

別記様式第1号(第4条の3関係)

(表)

注1 ※印は該当のものを○で囲むこと。

2 家族のうち、主たる家計支持者には○印、別 居者には×印を付けること。

(裏)

家		該当欄	
庭		(該当す	
事	特別の事情	る欄に○	必要な添付資料等
情		を付ける	
		こと。)	
	(1) 障がい者		該当者の障害者手帳
	のいる世帯		の写し
	(2) 長期療養		該当者の治療費の領
	者のいる世帯		収書の写し(3月以
			上継続した治療に係
			るものに限る。)
	(3) 主たる家		当該家計支持者の住
	計支持者が別		居費、光熱水費の領
	居している世		収書の写し
	帯		
	(4) 災害等を		下欄に具体的な事
	受けた世帯		情、状況等を記載
	(5) その他特		し、それを説明する
	別な事情があ		資料を添付するこ
	る世帯	_	と。

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥 取県育英奨学資金貸与規則の規定により、高等学校 等奨学資金の貸与を申請します。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

申請者 氏名

法定代理人 氏名

住所

申請者との続柄(

受けた者(以下「奨学生」という。)が休学したと 属する月の翌月分(その日が月の初日であるとき は、その月分) から復学した日の属する月の前月分 までの奨学資金の貸与を休止する。

別記様式第1号(第4条の3関係)

(表)

略

(裏)

家		該当欄		該当欄
庭		(該当す		(該当す
事	特別の事情	る欄に○	特別の事情	る欄に○
情		を付ける		を付ける
		こと。)		こと。)
	(1) 一人親		(5) 主たる	
	世帯		家計支持者	
			が別居して	
			いる世帯	
	(2) 就学者		(6) 災害を	
	のいる世帯		受けた世帯	
	(3) 障がい		(7) 父母以	
	者のいる世		外の所得が	
	帯		ある世帯	
	(4) 長期療		(8) その他	
	養者のいる		特別な事情	
	世帯		がある世帯	
	(上記に該当	する世帯に	こあっては、そ	の事情、

状況等を具体的に記載すること。)

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥 取県育英奨学資金貸与規則の規定により、高等学校 等奨学資金の貸与を申請します。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

申請者 氏名

(EII)

連帯保証人 氏名

(EII)

住所

<u>本人</u>との続柄(

年 月 日生

保証人 氏名

住所

本人との続柄( 年 月 日生

注

1 申請者は、氏名を自署すること。

2 法定代理人は、申請者が未成年者である場合 に、その親権者(共同親権者の場合は、その代 表者)を記載すること。

別記様式第1号の2(第4条の3、第4条の4関係)

修学に対する意欲の判定 ※ある・ない 略

備考 略

別記様式第1号の3(第4条の3、第4条の4、第5 条の2関係)

誓約書

私は、鳥取県育英奨学資金貸与規則に基づく奨学資 金の貸与を受けた後は、同規則に従い、奨学資金の償 還その他の義務について、連帯保証人及び保証人とと もにその責に任じます。

<u> 年 月 日</u>

申請者 住所

氏名

法定代理人 住所

氏名

 $\bigcirc$ 

連帯保証人 続柄 申請者の( )

住所

氏名

生年月日

保証人 続柄 申請者の( )

住所

氏名

生年月日

鳥取県教育委員会 様

(注意)

1 申請者は、氏名を自署すること。

# 備考

- 1 ※印は該当のものを○で囲むこと。
- 2 「生計を一にする家族及びその所得」の欄 は、主たる家計支持者に〇印、別居者に×印を 付けること。
- 3 「家庭事情」の欄の(3)から(6)までに該当 する場合は、その事由を証する書類を添付する こと。

別記様式第1号の2(第4条の3、第4条の4関係)

修学に対する意欲の判定 略

備考 略

- 2 法定代理人は、申請者が未成年者である 場合に、その親権者(共同親権者の場合 は、その代表者)を記載すること。
- 3 連帯保証人及び保証人は、実印を押印す ること。

別記様式第1号の4 (第4条の3関係) 略

別記様式第2号 (第4条の4関係)

注1 ※印は該当のものを○で囲むこと。

2 家族のうち、主たる家計支持者には〇印、別 居者には×印を付けること。

(裏)

家		該当欄	
庭		(該当す	
事	特別の事情	る欄に〇	   必要な添付資料等
情	1474 - 4	を付ける	22 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 0
		こと。)	
	(1) 障がい者		該当者の障害者手帳
	のいる世帯		の写し
	(2) 長期療養		該当者の治療費の領
	者のいる世帯		収書の写し(3月以
			上継続した治療に係
			るものに限る。)
	(3) 主たる家		当該家計支持者の住
	計支持者が別		居費、光熱水費の領
	居している世		収書の写し
	帯		
	(4) 災害等を		下欄に具体的な事
	受けた世帯		情、状況等を記載
	(5) その他特		し、それを説明する
	別な事情があ		資料を添付するこ
	る世帯		と。

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥 取県育英奨学資金貸与規則の規定により、高等学校 等奨学資金の貸与を申請します。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

申請者 氏名

法定代理人 氏名

(EII)

別記様式第1号の3 (第4条の3関係) 略

別記様式第1号の4 (第4条の4関係)

(表)

略

(裏)

		(表)	,	
家		該当欄		該当欄
庭		(該当す		(該当す
事	特別の事情	る欄に○	特別の事情	る欄に○
情		を付ける		を付ける
		こと。)		こと。)
	(1) 一人親		(5) 主たる	
	世帯		家計支持者	
			が別居して	
			いる世帯	
	(2) 就学者		(6) 災害を	
	のいる世帯		受けた世帯	
	(3) 障がい		(7) 父母以	
	者のいる世		外の所得が	
	帯		ある世帯	
	(4) 長期療		(8) その他	
	養者のいる		特別な事情	
	世帯		がある世帯	
	(しきコラ まか)	ナァ 44 世)	ァキュアル ス	の事は

(上記に該当する世帯にあっては、その事情、 状況等を具体的に記載すること。)

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥 取県育英奨学資金貸与規則の規定により、高等学校 等奨学資金の貸与を申請します。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

申請者 氏名

連帯保証人 氏名

住所

<u>申請者</u>との続柄(

住所

<u>本人</u>との続柄(

年 月 日生

保証人 氏名 住所

(EII)

本人との続柄(

年 月 日生

注

- 1 申請者は、氏名を自署すること。
- 2 法定代理人は、申請者が未成年者である場合 に、その親権者(共同親権者の場合は、その代 表者)を記載すること。

備考

- 1 ※印は該当のものを○で囲むこと。
- 2 「生計を一にする家族及びその所得」の欄 は、主たる家計支持者に○印、別居者に×印を 付けること。
- 3 「家庭事情」の欄の(3)から(6)までに該当 する場合は、その事由を証する書類を添付する こと。

別記様式第3号(第5条の2関係)

(表)

申請に係 立 学校 課程 科 る資格 在・卒 略

- 注1 ※印は該当のものを○で囲むこと。
  - 2 家族のうち、主たる家計支持者には〇印、別 居者には×印を付けること。

(裏)

家		該当欄	
庭		(該当す	
事	特別の事情	る欄に○	必要な添付資料等
情		を付ける	
		こと。)	
	(1) 障がい者		該当者の障害者手帳
	のいる世帯		の写し
	(2) 長期療養		該当者の治療費の領
	者のいる世帯		収書の写し(3月以
			上継続した治療に係
			るものに限る。)
	(3) 主たる家		当該家計支持者の住
	計支持者が別		居費、光熱水費の領
	居している世		収書の写し
	帯	_	
	(4) 災害等を		下欄に具体的な事
	受けた世帯		情、状況等を記載

別記様式第1号の5 (第5条の2関係)

(表)

略		
申請に係	立   学校	略
る資格	課程 科	
	第 学年	
	在・卒	
略		

(重)

		(表)	)	
家		該当欄		該当欄
庭		(該当す		(該当す
事	特別の事情	る欄に○	特別の事情	る欄に○
情		を付ける		を付ける
		こと。)		こと。)
	(1) 一人親		(5) 主たる	
	世帯		家計支持者	
			が別居して	
			いる世帯	
	(2) 就学者		(6) 災害を	
	のいる世帯		受けた世帯	
	(3) 障がい		(7) 父母以	
	者のいる世		外の所得が	

し、それを説明する (5) その他特 資料を添付するこ 別な事情があ る世帯

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥 取県育英奨学資金貸与規則の規定により、大学等奨 学資金の貸与を申請します。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

申請者 氏名 法定代理人 氏名

(EII)

住所

申請者との続柄()

注

- 1 申請者は、氏名を自署すること。
- 2 法定代理人は、申請者が未成年者である場合 に、その親権者(共同親権者の場合は、その代 表者)を記載すること。

別記様式第4号(第5条の2関係)

略			
在学又は出身高	立	学校	
等学校等名	課程	科	
			※在籍・卒業
学習成績の評定			
平均值			
人物総合判定	※ <u>適当・</u> 7	下適当	
略			
<u>注</u> 略			

帯		ある	る世帯		
(4) 長期療		(8)	その他		
養者のいる		特別	川な事情		
世帯		がま	ある世帯		
(上記に該当する世帯にあっては、その事情、					
状況等を具体的に記載すること。)					

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥 取県育英奨学資金貸与規則の規定により、大学等奨 学資金の貸与を申請します。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

申請者 氏名

連帯保証人 氏名

住所

本人との続柄()

年 月 日生

保証人 氏名

住所

本人との続柄(

年 月 日生

備考

- 1 ※印は該当のものを○で囲むこと。
- 2 「生計を一にする家族及びその所得」の欄 は、主たる家計支持者に○印、別居者に×印を 付けること。
- 3 「家庭事情」の欄の(3)から(6)までに該当 する場合は、その事由を証する書類を添付する こと。

別記様式第2号(第5条の2関係)

略				
在学又は出身	<u> </u>	学校	分校	
高等学校等名	課程	科	第学	<u>年</u>
			※在	籍・卒業
学習成績の評			取得単	単位
定平均值			位数	
人物総合判定	<u></u> <b>※</b> A ⋅ B	<u>. с</u>	-	
健康診断就学	※可・注意	意・不可	Ţ	
判定				
略				

備考 略

# 別記様式第5号(第5条の2関係)

略						
学校名等	(修学期	]間)	)		<u>年</u>	間
	年	月	$\exists\sim$	年	月	目
略						

注 略

別記様式第3号(第5条の2関係)

学校名等 (修学期間) 年月日~ 年月日 略

備考 略

別記様式第4号 削除

別記様式第5号(第6条関係)

誓約書

私は、このたび鳥取県育英奨学資金貸与規則に基づ き、奨学資金の貸与の決定を受けました。

つきましては、今後規則及び御指示の事項を堅く守 り、学業に励み、性行を慎み成業いたします。

なお、奨学資金の償還その他の義務についても、規 定に従い、連帯保証人及び保証人とともにその責に任 じます。

<u> 年 月 日</u>

本人 住所

氏名

(EII)

法定代理人 続柄 本人の( )

住所

氏名

**EI** 

連帯保証人 住所

氏名

保証人 住所

氏名

印

鳥取県教育委員会 様

(注意)

- 1 法定代理人は、本人が未成年者である場合 に限る。
- 2 この誓約書に押印した連帯保証人及び保証 人の印鑑については、市町村長が作成した印 鑑登録証明書を添付すること。

# 別記様式第6号(第8条の2関係)

鳥取県育英奨学資金貸与期間延長申請書 鳥取県教育委員会 様 年 月 日 次のとおり奨学資金の貸与期間の延長を申請しま す。

奨学	(フリガ	住	郵便	更番号	<u>1.</u> 7
生番	ナ)	所			
号	氏名		電話	香香号	<u>†                                    </u>
			(	局	番)

# 別記様式第6号(第8条の2関係)

鳥取県育英奨学資金貸与期間延長申請書

鳥取県教育委員会 様

年 月 日

次のとおり奨学資金の貸与期間の延長を申請しま す。

奨学	(フリガ			住	郵例	更番号	<u></u>
生番	ナ)			所			
号	氏名		<u>(FI)</u>		電話	香番号	<u>コ.</u> プ
	生年月日	年 月	日生		(	局	番)

囙

職印

平成26年3月28日 金曜日 鳥 取 県 公 報 略 備考 ※印は、該当のものを○で囲んでくださ 注 V) 1 申請者は、氏名を自署してください。 2 ※印は、該当のものを○で囲んでくださ 別記様式第7号(第8条の3関係) 別記様式第7号(第8条の3関係) 奨学生番号 奨学生番号 本人氏名 フリガナ 連帯保証人氏名 (EII) 氏名 転学理由 一家転居・その他( 転学理由 一家転居・その他( 注 申請者は、氏名を自署すること。 上記のとおり、転学により本校から転出したことを 上記のとおり、転学により本校から転出したことを 証明します。 証明します。 年 月 日 年 月 日 学校長 氏名 職印 学校長 氏名 上記のとおり、転学により本校に転入したことを証 上記のとおり、転学により本校に転入したことを証 明します。 明します。 年 月 日 年 月 日 学校長 氏名 職印 学校長 氏名 別記様式第7号の2 (第9条関係) 別記様式第7号の2 (第9条関係) 鳥取県育英奨学資金辞退届 鳥取県育英奨学資金辞退届 奨学生番号 第 号 奨学生番号 第 号 在学学校名 在学学校名 氏名 氏名 次のとおり奨学資金の貸与を辞退しますので、お届 次のとおり奨学資金の貸与を辞退しますので、お届 けします。 けします。 記 年 月 日より 1 期日 年月日より 1 期日 2 理由 2 理由

年 月 日

住所

本人氏名

(EII)

住所

連帯保証人氏名

鳥取県教育委員会 様

別記様式第8号(第10条関係)

(表)

略

(裏)

鳥取県教育委員会 様

年 月 日

注 本人氏名欄は、本人が自署すること。

別記様式第8号(第10条関係)

(表)

住所

住所

本人氏名

連帯保証人氏名

(裏)

(EII)

略	1	略	
返 半年賦 百十万千百十	円返 第1回	返 半年賦 十万千百-	H円返 第1回
還	還 年月日	還	還 年月日
賦(最終返還	期 以降 月 日と		- 期 以降 月 日と
金額)	日月日	(金額)	日月日
月賦	第1回	月賦	第1回
	年月日		年月日
	以降毎月末		以降毎月同日
額)	<b>外</b> 件母// / / / /		
繰上返還	年月日		
引落金融機関 ゆうちょ銀行			;
本人卒業後の連絡先	〒	   本 人 卒業後の連絡先	_
関係 (納入通知書等送付先)	'	本 八 平乗後の建棉元   関 係   (納入通知書等送付先	
		事項 略	
7 7 1 17		7 7 1 17	
(記入上の注意)		(記入上の注意)	
1~5 略		1 ~ 5 略	
6 繰上返還の予定がある場合			
に記入すること。この場合			
全額を繰上返還するときは、	、半年賦及び月賦の欄		
の記載を要しない。			
<u>7</u> 略		<u>6</u> 略	
8 法定代理人は、本人が未		7 法定代理人は、本人が多	<u>未成年である場合に限</u>
の親権者(共同親権者の場)	合は、その代表者)を	<u>る。</u>	
記載すること。			
<u>9</u> 略		<u>8</u> 略	
別記様式第12号(第15条関係)		別記様式第12号(第15条関係)	
鳥取県育英奨学生保		鳥取県育英奨学生的	
	奨学生番号 第 号		奨学生番号 第 号
	在学(出身)学校名		在学(出身)学校名
	氏名		氏名
次のとおり変更しましたのて	で、お届けします。	次のとおり変更しましたので	で、お届けします。
記		記	
1 略		1 略	
2 新連帯保証人(保証人)	氏名 即	2 新連帯保証人(保証人)	氏名
	生年月日 年月日生		生年月日 年月日生
	住所		住所
	続柄		続柄
	電話番号		
3 略		3 略	
年 月 日		年 月 日	
		<u>住所</u>	
		<u>本人氏名</u>	
		<u>生所</u>	
		<u>// 1</u>	

(EJI)

連帯保証人(保証人)氏名

鳥取県教育委員会 様

(注意) 略

鳥取県教育委員会 様 (注意) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。